令和８年（フ）第１０４７号
福岡市博多区美野島２丁目６番20―506号　ラフィネ美野島
破産者　榎下　武志
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０５３号
福岡県糟屋郡粕屋町酒殿４丁目４番２―303号　フロイデ仲原
破産者　橋本　健一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６０号
福岡市南区大橋２丁目15番12―605号　ＫＴ大橋
破産者　祇園　裕一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６８号
福岡市城南区樋井川３丁目１番５号　ラ・フォーレ・ガーデン301号
破産者　河野　弘美
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０８５号
福岡県朝倉市一木857番地15、前住所福岡県糟屋郡志免町南里４丁目５番22―301号
破産者　藤本　千春（旧姓藤川）
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１１７号
福岡市早良区野芥８丁目１番11―103号　シティベール野芥
破産者　花野　孝幸
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１３２号
福岡市中央区地行１丁目６番３号　スカイハイツ401号
破産者　丸野　秀樹
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１６４号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1006号　箱崎五丁目団地12棟
破産者　野田　泰嗣
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１６５号
福岡市中央区港２丁目９番19号　シーサイドマンション１　401号
破産者　大高　直也
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６９号
福岡市博多区板付２丁目７番23号
破産者　辻永　汰一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市木原町1861番地
破産者　横石　詠司
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２９号
長崎県佐世保市日宇町682番地16　スカイプラザシティ505
破産者　山外　康弘
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第７３号
長崎県佐世保市島瀬町３番11号　森塚第15マンション605
破産者　山川　幸一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第９３号
長崎県佐世保市八幡町10番33―303号、前住所福岡県福岡市中央区長浜３丁目16番６―1005号　モントーレセントラルベイスタイル
破産者　高橋　和教
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第４７７号
大分市大在中央１丁目５番３号　レントハウス幸Ｉ―Ｇ
破産者　毛利　達男
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１８３号
大分県別府市亀川浜田町11番15号　第２コーポ隆生306号
破産者　後藤　三和
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３１６号
青森県東津軽郡平内町大字松野木字家岸46番地１
破産者　田中　　優
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６号
富山県高岡市木津382番地12
破産者　廣谷　　恵
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部